

# I 許可申請等の手続き

## 1 許可申請書及び変更届等の提出先及び提出部数

許可区分	提出部数	提出先
国土交通大臣許可	正本 1 部 副本 1 部	九州地方整備局 建政部 建設産業課 (福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 別館3階)
佐賀県知事許可	正本 1 部 副本 2 部	本店所在地を管轄する県土木事務所管理課 ■佐賀土木事務所(佐賀市八戸2-2-67) (管轄:佐賀市・多久市・小城市) ■東部土木事務所(鳥栖市元町1234-1) (管轄:鳥栖市・神埼市・神埼郡・三養基郡) ■唐津土木事務所(唐津市二夕子3-1-5) (管轄:唐津市・東松浦郡) ■伊万里土木事務所(伊万里市新天町122-4) (管轄:伊万里市・西松浦郡) ■杵藤土木事務所(武雄市武雄町昭和265) (管轄:武雄市・鹿島市・杵島郡・藤津郡)

※ 提出先である県土木事務所では、必要な書類等が添付されているか、手数料の貼付に間違いがないかなどの形式審査を行っています。許可要件や確認書類等についての詳しいことは、県庁建設・技術課(0952-25-7153)あて、直接お尋ねください。

## 2 許可の有効期間

建設業の許可の有効期間は、**5年間**です。このため、5年ごとに更新を受けなければ許可は失効します。

なお、この更新の申請は、従前の**許可の有効期間が満了する30日前まで**(大臣許可は120日前まで)に行うことが必要です。

また、過去5年間において「決算変更届」(毎営業年度終了後4か月以内に提出義務あり)を提出されていない場合は、併せて提出してください。

(参考) 許可番号について

佐賀県知事 許可 ( 般 - 30 ) 第 012345 号

↑                    ↑                    ↑                    ↑  
許可行政庁名 一般建設業 許可年度(※) 業者番号  
                  又は特定建  
                  設業の別

(※) 許可年度

許可の有効期間は5年間となっており、更新のたびにこの数字は切り替わりますので、許可番号を表示する際は、更新後に取得した最新の許可番号を表示してください。

## Ⅱ 許可後の手続き

### 1 変更等の届出について

次の事項について変更があった場合は、その事由の発生した日からそれぞれ期限内に届出を行ってください。

届出を期限内に行わなかった場合は、建設業法に基づく処分の対象となる可能性があります。

変更内容	届出の期限
経營業務管理責任者の要件を満たさなくなった場合 (変更する場合又は不在になった場合)	事実発生日から <b>2週間以内</b> (※1)
専任技術者の要件を満たさなくなった場合 (変更する場合又は不在になった場合)	
代表者の変更	
商号又は名称	事実発生日から <b>30日以内</b>
営業所の名称及び所在地	
資本金額及び役員の氏名 (法人の場合)	
支配人の氏名 (支配人を設置している場合)	
国家資格者の氏名・資格等	毎営業年度終了後4か月以内 (※2)
定款 (法人の場合)	毎営業年度終了後4か月以内
<b>決算変更届</b>	毎営業年度終了後4か月以内 (※3)

※1) 経營業務の管理責任者及び専任技術者は、その職務において常勤性が求められることから、会期中の相当期間議会に拘束される地方議会の議員との兼務は認められません。

※2) できるだけ変更後速やかに提出してください。

※3) **毎年度提出が必要です。**

### 2 標識(許可票)の掲示

許可を受けた建設業者は、建設業法第40条の定めにより、「その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、…(省略)…標識を掲げなければならない」とされています。

標識の記載事項については、建設業法施行規則第25条に定められているとおり、

- ① 一般建設業又は特定建設業の別
- ② 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- ③ 商号又は名称
- ④ 代表者の氏名
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者の氏名 (店舗に掲げる場合は不要)

となっています。また、様式は次のとおりとされています。

なお、標識の材質、文字の大きさ、書体、色などは指定されていません。

○許可を受けた建設業者が標識を 店舗 に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		佐賀県知事許可 ( )第 号	
		佐賀県知事許可 ( )第 号	
		佐賀県知事許可 ( )第 号	
この店舗で営業している建設業			

← 40cm 以上 →

35cm 以上

○許可を受けた建設業者が標識を 建設工事の現場 に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		佐賀県知事許可 ( ) 第号	
許可年月日			

← 35cm 以上 →

25cm 以上

※記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第26条第2項(監理技術者の設置)の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項(工事現場ごとに専任を要する技術者)の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等(例:一級土木施工管理技士、一級管工事施工管理技士等)を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項(専任を要する監理技術者)に該当する場合に、当該監理技術者が有する監理技術者資格者証の交付番号を記載すること。(専任を要する監理技術者の場合のみ記載する。)
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業(業種)(例:土木工事業、管工事業等)を記載すること。

※留意事項

標識(許可票)は、公共工事・民間工事の別にかかわらず、上記の様式(大きさを含む)により作製のうえ、掲示することが義務付けられています。

### 3 許可証明書の発行

許可証明書は、入札参加資格等において現に建設業の許可を有していることを証明する必要がある場合、更新等の申請後、従前の許可の有効期間を経過しても当該申請の処分がなされず、その間において建設工事の発注者や契約の相手方の建設業者等から、許可の状況を証明してほしい旨の要請があった場合などを想定して行っているものです。

許可証明書は、本店所在地を管轄する県土木事務所又は県庁建設・技術課内で発行しており、手数料は1部当たり350円（県収入証紙）です。

### 4 廃業等の届出について

次に掲げる事項が発生した場合は30日以内に廃業届を提出してください。

- (1) 個人事業者が死亡した場合（許可は相続人などに引継がれません）
- (2) 法人が消滅又は解散した場合
- (3) 許可を受けた建設業を廃業した場合（業種の一部廃業を含む）

お問い合わせ先／佐賀県 県土整備部 建設・技術課 建設業担当 (0952) 25-7153
---

## 【参考】建設業許可申請等に係る個人情報の取扱いについて

### ○建設業許可申請に係る個人情報について

佐賀県知事が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条（第17条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、又は第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供
  - ア) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
  - イ) 佐賀県知事が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
  - ウ) 国、他の地方公共団体、独立行政法人等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
  - エ) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
  - オ) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
  - カ) その他提供することについて特別の理由があるとき

### ○経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）申請に係る個人情報について

佐賀県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求（以下「経営事項審査申請等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、又は第三者に提供します。

1. 経営事項審査申請等の審査事務
2. 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

### ○経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）の審査結果に係る個人情報について

佐賀県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出された経営規模等評価の申請及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求により提出された申請等の審査結果（以下「経営事項審査結果」という。）に基づき作成する個人情報は、次のとおり利用し、又は第三者に提供します。

1. 国、他の地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人に対する経営事項審査結果の通知（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含む。）
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧（一般財団法人建設業情報管理センターに委任し、公表及び閲覧に供するものを含む。）
3. 経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
  - ア) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
  - イ) 佐賀県知事が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
  - ウ) 国、他の地方公共団体、独立行政法人等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
  - エ) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
  - オ) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき

カ) その他提供することについて特別の理由があるとき